

様式第4号（第11条関係）

基建第1245号
平成28年11月7日

第3区長
塩井 彰 弘 様

基山町長 松 田 一也

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

平成28年10月7日付けで提案がありました、町道旧国道線関屋橋付近三叉路の一時停止線とカーブミラー設置要望につきましては、平成29年度前期にカーブミラー及び外側線の設置を行ないます。

一時停止線につきましては、対策を行った後状況を見て協議させていただきます。

2 取扱いの理由

建設課で設置要望箇所の現地確認を行いました。該当箇所の安全性を確保するために、カーブミラー及び外側線を設置いたします。